

越谷市公共施設ＬＥＤ化事業公募型プロポーザルに係る質問書の回答について②

No	いただいた質問	市の回答
1	ダウンライトに関して、施設側でＬＥＤランプに交換されている箇所があります。取り扱いをご教示ください。	実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」に記載のとおり、企画提案の基礎となる照明器具等につきましては、「既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、優先交渉権者決定以降の現地調査・仕様協議等で、仕様・数量の変更が生じる場合につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。
2	トイレ内に洗面台一体のミラー灯があります。こちらについては、照明器具メーカーの器具扱いではなく、洗面台メーカーの設備一体扱いとなり、器具の交換は困難であります。ランプの直結工事は可能ですが貴市のご見解をお伺いさせていただきます。	実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」に記載のとおり、企画提案の基礎となる照明器具等につきましては、「既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、機器の交換方法につきましては、要求水準書p.2「３機器仕様(2)交換方法」をご参照ください。
3	地中埋設やコンクリート埋設等で照明の撤去が困難な箇所があります。正式な調査を行った後、対応を協議させていただく方法を取りたいのですが、現在のご見解をご教示いただきたく思います。	実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」に記載のとおり、企画提案の基礎となる照明器具等につきましては、「既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、優先交渉権者決定以降の現地調査・仕様協議等で、撤去が困難であることが確認できた場合につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。
4	調光機能付き照明に関して、施設でご利用がないことが確認できた際は、調光機能を省いてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」に記載のとおり、企画提案の基礎となる照明器具等につきましては、「既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、優先交渉権者決定以降の現地調査・仕様協議等で、調光機能の利用がないことが確認できた場合につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。
5	現在、蛍光灯器具が破損しており、配線が離線されている照明を確認しております。絶縁不良が起きていることが想定されますが、絶縁不良の修繕は、貴市でご対応いただけるのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書p.3「(4) 設置 力」に記載のとおりです。また、設置が伴わない場合については、本市との協議により決定することを想定しております。
6	照明機器のガードに関して、ＬＥＤ器具は、蛍光灯器具と違い、ガラスの破損が発生しません。ガードの使用は不要と判断してよろしいでしょうか。	既存の照明器具にガードが設置されている場合は、原則ガードは必要としますが、明らかに器具の破損のおそれがない場合につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。
7	配布資料 桜井地区センターで対象施設エクセルに記載の数量は624台ですが、新たに頂いた①既存照明リストでは器具台数足すと563台になります。提案時に使用する数量は563台でよろしいでしょうか。	既存照明リストを再精査した結果、桜井地区センターをはじめ、以下の施設で「対象施設一覧表」と「既存照明リスト」の数量に整合が図れていないことが判明しましたので訂正いたします。 この訂正に伴い、市ホームページで公開している「対象施設一覧表」を修正しましたので、ご確認をお願いします。 なお、この訂正に伴う事業費上限額（824,000,000円）の変更はいたしません。 提案につきましては、台数訂正後の全施設の合計台数17,223台で算定・提案いただくようお願いいたします。 (変更箇所) No.1 中央市民会館 (変更前) 2,659台 (変更後) 2,385台 No.2 桜井地区センター (変更前) 624台 (変更後) 563台 No.22 児童発達支援センター (変更前) 439台 (変更後) 380台 No.28 男女共同参画支援センター (変更前) 194台 (変更後) 160台 全施設の合計台数 (変更前) 17,651台 (変更後) 17,223台

No	いただいた質問	市の回答
8	質問回答書 質疑回答書のNo.28で下記のように回答されておりますが、調光装置などの照明器具以外に係る個所に関しては受注後協議との認識で提案に用いる数量などは①既存照明リストを基に算出することよろしいでしょうか。 両資料の取扱いにつきましては、実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」の「ウ」に記載のとおり、提案の基礎となる数値等につきましては、「①既存照明リスト」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、「②設計図面（18施設）」につきましては、実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」の「イ」に記載のとおり、計画（設計費）の積算の参考としていただくことを想定しております。	実施要領p.7「①企画提案書（様式１０の１～１０の６）」に記載のとおり、企画提案の基礎となる照明器具等につきましては、「既存照明リスト（調光機能の希望はN列に記載）」を基に算定・提案いただくことを想定しております。 なお、優先交渉権者決定以降の現地調査・仕様協議等で、調光機能の必要性がないことが確認できた場合につきましては、本市との協議により決定することを想定しております。
9	現場調査 「土日作業のみ」の施設と「平日作業のみ」の施設を事業費算出のため、明確に御指定願います。	原則、施設開館日の作業を想定しています。 土日に開館している施設は以下のとおりです。 なお、作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。 （土日に開館している施設）※施設名は「対象施設一覧表」をご確認ください。 No.1～No.15、No.18～No.19、No.21、No.25、No.28～No.32
10	現場調査 「土日作業のみ」の施設に関して、大掛かりな足場の設置が必要な施設（例：リサイクルプラザなど）について、土日に作業を集中して行いたいため、金曜日の夜から深夜にかけて足場の設置を行い、日曜日の作業終了後から月曜の深夜にかけて足場を解体する作業を行う事は可能か否か御教示願います。	ご質問の趣旨については理解するところですが、作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。